

金融機能再生のための緊急措置に関する

法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年11月14日

朝銀島根信用組合

金融整理管財人

I. はじめに

当組合は、平成11年5月13日、島根県知事に対して、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第68条第1項に基づく申し出を行い、翌14日破綻公表をいたしました。その後、島根県から派遣された顧問団等の管理下で通常業務を継続しましたが、平成12年12月16日、金融再生委員会から金融再生法第8条第1項第1号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査し、平成13年6月26日に報告書を提出いたしました。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月16日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査は継続しておりましたので、この点につきまして上記報告書の補遺として本報告書を提出するものであります。

II. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

当組合は、破綻公表後の平成11年10月14日、経営責任明確化のため弁護士・公認会計士及び税理士をもって構成する「経営責任調査委員会」を発足させ、慎重な調査・検討を重ねた結果の「調査報告書」が提出されておりました。

金融整理管財人は、金融再生法第18条の規定により、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらのものであった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから、就任後、上記の調査報告書を一応の土台として、内部調査体制（稟議書・伝票のコピー及び確認作業等の担当に金融整理管財人補佐人を責任者とした）の整備を図り、必要に応じて預金保険機構、株式会社整理回収機構との協議・情報交換を通じて法的責任追及のため慎重な調査と検討を行なってまいりましたので、今日までの状況について報告いたします。

2. 刑事責任追及について

金融整理管財人は、当組合が経営破綻となった経緯に、多額の不良債権が発生し回収困難となっていることを重視し、大口貸出への融資案件等を中心にして当組合における旧経営陣の金融犯罪該当行為の有無について慎重に調査を重ね、預金保険機構等との協議・検討等行っているところですが、現在までのところ犯罪になるであろうとする行為は見当たりませんでした。

3. 民事責任追及について

(1) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合が破綻するに至った要因には、「債務者の実体等を正確に掴むことなく、旧経営陣の独断により融資が実行されていたこと」また「相互牽制組織が機能していなかったことにより特定の融資先に対して法令限度額を大幅に超える貸出が繰り返し行われていたこと」等が指摘され、これらに特定先の案件に対して違法性が認められるかどうかなどについて調査いたしました。

(2) 調査の結果

当組合の融資実態で共通して言えることは、特定先に偏った大口貸出が著しく増加し、その融資金額、担保設定等の融資審査基準を逸脱していることが常態であったと言えます。それらの先の貸出稟議書・債権書類および実行時点の伝票による資金トレース等の実態を調査したところ、次のような問題点となる案件が見受けられました。

①根抵当権の不当なる解除の案件

平成12年6月27日、債務者：宋 官俊に対し貸出金残高27,765,218円の支払督促状を発送したところ、逆に債務者から債務不存在の異議申し立てがあったため、平成12年7月19日に貸付金返還請求の本訴（平成12年（ワ）第23号）を申し立てました。その中で準備書面に添付された謄本を照査したところ、当組合が、当該債務者への貸出金の保全としている根抵当権設定物件が総額9,532,400円で売却されていることが判明し、その相当額について当組合が損害を被っています。

②借名による迂回融資および法令で定める限度額超過融資の案件

債務者：有限会社金成商事グループへの貸出金の内、回収不能となっている貸付残高は、318,865,074円となっていますが、この中の48%にも及ぶ151,631,131円は、平成4年9月1日から平成5年4月15日までの短期間に無担保で借名による貸出が218,640千円も集中して実行され、当組合が多額な損害を被っています。

(3) 調査結果に基づく検討

①民事上の責任追及について損害賠償請求訴訟の提起

当組合の旧経営陣に対する責任追及については、金融整理管財人就任以後、様々な調査を行ってきた結果、不良債権が多数発生している平成4年頃から平成5年4月頃に発生した事案を中心に慎重に検討を重ねてきました。

その中で、当組合の内部規定の不履行、融資規定および法令の定めを逸脱した行為が現在の段階で明らかになっている下記2件に対して、組合の経営上の責任者で善良なる管理者として適正な業務遂行を果たさなかったことに起因する債務不履行責任を問うことにいたしました。

記

*提 訴 日…平成13年3月29日

原 告…朝銀島根信用組合 金融整理管財人 大賀 良一
谷川 静美

被 告…元 理 事 長 : 李 進
元常勤理事 : 金 英澤

訴 額…金9,532,400円

請求の原因…本件は、前記(2) - ①で問題点を指摘している「根抵当権の不当な解除」に関する責任追及の訴訟であります。

*提 訴 日…平成13年9月27日

原 告…朝銀島根信用組合 金融整理管財人 大賀 良一
谷川 静美

被 告…元 理 事 長 : 李 進
元常勤理事 : 金 英澤

訴 額…金100,000,000円

請求の原因…本件は、前記(2) - ②で記載している先に対して「事業悪化に陥っている状態を認識のもと融資の続行、借名による迂回融資、無担保大口貸出、内部規定の不履行、法規で定める大口信用供与限度額の無視」等、違法な融資に対する責任追及であります。

②その他大口貸出先について

当組合の破綻の要因は、大口先への貸付が殆ど回収不能となったことを考えますと、数多くの問題点を指摘することができますが、上記2先を除く大口貸出は、現時点においては、提訴に至るまでの確証を得るに至っておりません。

4. 今後の対応について

以上、これまでの経過の報告のとおり、当組合では旧経営陣の責任追及の損害賠償訴訟は2件となっているものの、その他大口貸出に対する違法行為、また上記特定先の融資以外についての具体的法令違反等については現在のところ発見できませんでした。

金融整理管財人としては、上記提訴した案件以外についても、今後、株式会社整理回収機構において引き続き責任追及が図られるよう、旧経営陣等に対する損害賠償請求権等を株式会社整理回収機構に譲渡するものであります。

以 上